

福岡藩社会経済史の基礎的資料(1) : 『藩政一般作法』(『郡方御作法留書』)(上)

秀村, 選三

<https://doi.org/10.15017/4403482>

出版情報 : 経済学研究. 36 (1/2), pp.63-78, 1970-06-30. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

福岡藩社会経済史の基礎的資料（1）

—『藩政一般作法』（『郡方御作法留書』）（上）—

秀 村 選 三

解 題

近世日本の社会経済史を研究するにあたって、藩の個別的研究の重要性は今更言うまでもないであろう。かつて屢々経済史家は各人の研究テーマにまかせ、たとえば村落構造・商品流通・藩営専売制度・百姓一揆等々について、広く全国的に史料を求め、幾つかの——地域を異にした——代表的事例を研究し、それらの成果を踏まえて帰納的に結論を導き出す方法をとってきた。しかし、それぞれの事象を各地域から抽出し、その風土の社会経済生活や文化全般から切り離して、たんにテーマに即した比較考察と総合的判断のみでは、真に歴史的な生の躍動や、経済生活のもつ土地との密着性を捨象してしまい、あまりにもきれいごとの結論になっている場合も少なかったようである。もちろん全国的展望を志した試論の必要性や重要性を認めるのにやぶさかではないが、同時に見せかけの全国的資料、見せかけの全国的研究——ことに一テーマに限っての——には、その近代主義的・専門家的な方法のもつ限界にきびしい批判の眼を向けねばならない。

かかる意味から、たとえ地域は限定されようとも、また一見視野は狭いかのように見えながらも、近世の藩＝領国の具体的・立体的な総合研究は歴史の真実に迫る一つの訓練の場になるようにおもわれる。たんなる量的なひろがりではなく、全国的展望を内に秘めながら、静かに沈潜した密度の高い地域史研究は今日なお我が国の経済史研究には欠けているのではあるまいか。ことに今後の研究はたんに一個人研究者でなく、地域の研究者グループによる多面的・立体的な地域史研究——中央史に対する在来のいわゆる地方史研究ではなく、社会科学諸分野の複合・協力による研究——が推進されねばならない。わが国近世いな近代にまで、その社会経済構造の基礎的単位をなした藩＝領国の共

同研究は一時代前の藩政史研究と違った意味でその重要性を増しているのである。

最近私たち数人の者は幾つかの理由から（この点は他の機会に述べる）福岡藩を選定して、その社会経済史的研究をはじめたのであるが、従来の福岡藩の研究をふりかえるとき、その研究が数量的には必ずしも少くなくにもかかわらず、部分的・散発的な研究にとどまり、藩の社会体制・経済構造全般にかかわる体系的考察がきわめて少いことを反省せざるを得ないのである。それはテーマの設定に問題があると共に、藩の制度全般を物語る基礎的史料を十分に踏まえていなかったため、大藩であるだけに、社会経済全般を把握することができにくかったようにおもわれる。

そのため、私たちはまず藩の社会経済制度を語る基本的史料——たとえそれが制度的・形式的なものであると、最初に大きな枠組を把握するために——の研究に当分取り組むことにしたのである。そのため第1には初期より末期に至る法令を整理・検討すること。第2には当時の有識者・藩庁役人・郡方役人・村方町方役人等による藩の制度に関する覚書・執務提要・地方書・農書等々を列举し、その成立・系統・意義・限界をそれぞれ考察すること。第3には第1、第2と既知の資料により重要な家、藩庁役人、村方・町方役人、商人等の人名カードを作ること。第4には旧藩領内の史料の所在確認と目録作成、旧藩領外に残る関係史料の発掘・採録に努めることとしたのであった。これらは言うにたやすく、実は全く容易ならぬ課題であるが、やはり避けることのできない基礎作業であろう。長い年月をかけても系統的に積み上げたいものである。

ここに紹介する『藩政一般作法』は前述の第2の課題に応じて復刻されるものであるが、その表題が示す

ごとく藩政の一般，社会経済制度の諸分野を一応理解するためには好箇の資料とおもわれる。もっとも，ここに底本としたものは巻末に「万延二年酉二月上旬写之，鞍手郡平村庄屋安永藤四郎」とあり，明らかに写本である。しかし今はその原本をたづねる由もないので，一応この写本に拠ることとした——安永藤四郎による此の写本は，直方市感田の香月楽平氏に所蔵され，現在は直方市の市史編纂室に寄託されている。しかも最近，私たち福岡藩研究グループの一員である能美安男氏より『郡方御作法留書』なる史料を借覧する機会を得たが，表題の相違にかかわらず，その内容は『藩政一般作法』と全く同じである。この史料の末尾には「明治三〇己歳八月，垣生村土師氏蔵本写乞者也，保証，一田藤市秀宣蔵書」と録されていて，これらをもって見ると，幕末期には村方役人層（安永家は庄屋・大庄屋，土師家は遠賀郡垣生村庄屋，一田家は遠賀郡堀川庄屋）には写本により相当広く流布していたものようで，今後も発見される可能性はあるとおもわれる。

福岡藩の社会経済制度に関しては一当時は農政が中心—小野一常の『田法雑話』・『農政記聞』が著名であるが，このほか『田制覚帳』・『古事秘録』・『郡方留書』・『古今自他農業雑事』・『春免極或問』・『郡庁要録』等々その数は相当に多い。それらの一つ一つが何を語り，何を語らないのか，それぞれの関連・系統は如何なるものか，今後明らかにしてゆかねばならないことである。『藩政一般作法』（乃至『郡方御作法留書』）が土地制度・諸種の貢納制度〔年貢・小物成・納物・夫役・夫銭その他〕・農政を中心としつつも，なおその他の部面についても録しており，必ずしも体系的とは言えないが，郡方役人・村役人らが職務上知っておかねばならぬ必要事項が折にふれ，事に応じて書き留められたものであろう。

本文中には年号が多く見られ，近世前期もあるが，中期以降が多く，ことに末尾の諸項目は文化14，15，文政4年となっている。これをもってすると，近世後

期に形成せられ，文政頃に今日の姿になり，村方役人層に筆写されて伝えられたものであろう。それだけに筆写の際の誤りも相当あるように思われる，両者を対校することにより真意を知ることが出来たところもあるが，なお不明な点も少なくない，今後同種の史料の発見を切望する次第である。

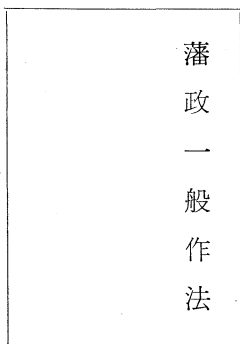
凡 例

- 『藩政一般作法』（安永藤四郎写本）を底本とし，『郡方御作法留書』（一田家文書・写本）をもって対校した。後者の異同は本文当該文字の上に*（ ）を付して注した。底本にあって留書にない字は，当該文字の上に*（××）とあらわし，底本になく留書に見える場合は，おおよその場所に*（ ）を付して示した。
- 巻首の目録および各箇条毎に一連の洋数字番号を付した。
- 本文中に読点（，）と並列点（・）とを加えた。
- 正字の一部は印刷の都合で略字にした。
- 異体の文字は本のほかはすべて正字に改めた。
- 略体の文字はおおむね原史料のままとしたが，
（候）・し（也）などは正字に改めた。
- 変体仮名は~~ゝ~~・~~に~~・~~の~~のほかはすべて平仮名に改めた。
- 抹消された文字は，その下に~~~~を付し，その文字の上段に訂正された文字をあげた。
- 誤記と思われるもの，意味の通じないもの，解読し難い文字には当該文字の上に（ママ）を付し，又は（ ）の中に註を施した。数字の合計などの誤りもあるが，これは原本のままにした。
- 底本の明らかな誤りは『郡方御作法留書』によって正し，その字の上に×（ ）をもって底本の字を示した。明らかな脱落は留書をもって補い，その字の上に（×）として底本の脱落を示した。
- 印刷上本文中に註を入れ難いところは（註1），（註2）と示して，最後に註を入れることにした。

福岡藩社会経済史の基礎的資料(1)

本文

(表紙)



目録

- 一, 1) 三ツ三步撰之事
- 一, 2) 知行割之事
- 一, 3) 本州御本高之事
- 一, 4) 郡帳高之事
- 一, 5) 免帳高之事
- 一, 6) 郡、田畠高之事
- 一, 7) 一季分り之事
- 一, 8) 乗馬飼料之事
- 一, 9) 小荷駄飼料之事
- 一, 10) 三品銀并郡受高諸品付之事
- 一, 11) 夫留・夫明之事
- 一, 12) 大庄屋村庄屋役料定之事 * (組頭・山ノ口・鍛冶・犬付, 面役引定法)
- 一, 13) 親類御答節遠慮之事
- 一, 14) 内夫定・薪定之事
- 一, 15) 薪定法之事
- 一, 16) 家作銀之事
- 一, 17) 皆済証抛案文之事
- 一, 18) 日勤増指紙案文之事
- 一, 19) 門松指出之事
- 一, 20) 横死結縁之事
- 一, 21) 五社并一郡一社之事
- 一, 22) 五節句御用出着服之事
- 一, 23) 御蔵納給知切扶町郡浦口割合目安之事
- 一, 24) 御菜銀之事
- 一, 25) 小船夫銀案文之事
- 一, 26) 判金直段并金科目之事 (料)
- 一, 27) 六歩運賃并口銭代米之事
- 一, 28) 正金駄賃之事
- 一, 29) 百姓願老作稲作之事
- 一, 30) 拝領老作ニ掛江戸苦勞銀之事 * (懸候)
- 一, 31) 町拾反石と言事
- 一, 32) 納役銀之事
- 一, 33) 普請一件之事
- 一, 34) 大鋸賃喰米之事
- 一, 35) 山方小物成之事
- 一, 36) 新高盛之事 * (××××××)
- 一, 37) 草履伝手形之卷催促状之事 * (一, 新高盛之事)
- 一, 38) 穢多村庄屋給米之事
- 一, 39) 尻付免之事
- 一, 40) 秋石別秋反別之事
- 一, 41) 高免丑免之事
- 一, 42) 鉄炮札不請役号之事
- 一, 43) 四壁ニ有之大木伐除之事
- 一, 44) 検見之節新高免之事
- 一, 45) 開地之事
- 一, 46) 田畠ニ掛り候御書出之事 * (懸)
- 一, 47) 村、宿浦空地屋鋪地所相応反別極之事
- 一, 48) 畠方三升下ケ定免之事
- 一, 49) 御家中拝領老作之事
- 一, 50) 箱崎・橋口・志登三ヶ所御寄附一作之事
- 一, 51) 高撰米山坪米御用捨ニ付ゆり合之事
- 一, 52) 秋免下り引当米被相止候事 * (之)
- 一, 53) 御代官口米請取方之事
- 一, 54) 口米之儀數馬殿ニ御尋ニ付書付指出ニ相成候事
- 一, 55) 科料之定
- 一, 56) 田畠質入売買之事
- 一, 57) 五穀成就之事
- 一, 58) 罪人入墨之事
- 一, 59) 山方仕組銀利倍取斗之事
- 一, 60) 田畑地組之事
- 一, 61) 土免之事

- 一, ⁶²⁾ 芥畠山之事
- 一, ⁶³⁾ 田方根渡之事
- 一, ⁶⁴⁾ 高役之事
- 一, ⁶⁵⁾ 面役之事
- 一, ⁶⁶⁾ 男稻女稻之事
- 一, ⁶⁷⁾ 知行百石ニ付納物定之事
- 一, ⁶⁸⁾ 稲にけらの尾と言比之事
- 一, ⁶⁹⁾ 高免之事
- 一, ⁷⁰⁾ 預山願木悪木枯木転木本之事
- 一, ⁷¹⁾ 郡中由来有之者之事
- 一, ⁷²⁾ 嘉麻上座下座竹木山坪之事
- 一, ⁷³⁾ 盗物売払并質物定之事
- 一, ⁷⁴⁾ 惣郡運上銀并三品銀竹木持出夫銭高之事
- 一, ⁷⁵⁾ 田方油入之事
- 一, ⁷⁶⁾ 七九十一三十五五等之事
- 一, ⁷⁷⁾ 在宅役人引越人馬渡方之事
- 一, ⁷⁸⁾ 御預り郡之事
- 一, ⁷⁹⁾ 御鷹方一手薪渡方定法之事
- 一, ⁸⁰⁾ 寛保郡賄之事
- 一, ⁸¹⁾ 郡請高請品之内郡、^ノ持出ニ相成賃銭夫銭間請渡之事
- 一, ⁸²⁾ 御当用渡金銀并諸上納銀銭直御作法之事
- 一, ⁸³⁾ 御足輕郡、^ノ罷越候節賄之事

¹⁾ 元文五年^申秋御家中三ツ三分拼所務被仰付候事

一, 当^申秋^ノ給知一統拼, 田畠割高百石ニ付拼田高八拾三石八斗四合, 拼畠高拾六石壹斗九升六合, 右田畠共三ツ三步拼所務被仰付候事。

但, 所務之内, 壹步修覆取立給米, 古来之通指出申答ニ候事。

一, 物成渡・御合力俵渡, 并御心付米共, 地方同前一統田畠割三ツ三步拼ニ而可相渡候事。

但, 壹步修覆其外諸上納物, 地方同前, 納役・石番扶持^ノ御免候事。

一, 右所務之内ニ除米被仰付, 尤勤休三段高下有之候, 日勤并同前之役人ハ知行高百石ニ付米四俵充, 外様勤ハ八俵充, 休ハ拾式俵充, 指除ケ候様被仰付

候事。

^{*} (ノ)

一, 慶長之比, 御家中諸士知行本石ニ而御渡ニ相成たるよしニ候

一, 以来三ツ五步拼ニ而御渡被成候義ハ延宝元年と有, 何れ延寶・貞享之比歟。田法雑話ニ見へたり。

²⁾ 知行割 ^{*} (響ハ三百五拾石拜知出ル時, 田畠分ルニハ其村之惣田高二千石ナラハ式千石ニ而三百五拾石ヲ割, 其目安ヲ其村之惣田高ニ掛レハ拜知之田高出ル, 畠モ同様, 其拜知分ハ田高ヲ右ニ置, 其村之惣田高ニ而惣田數ニ懸レハ拜知分ハ惣畝數出ル。永荒も同前也。其内之畝の諸給ハ其村之上田斗置上ケ, 其村之惣田高ニ而割, 其目安ヲ拜知之田高ニ懸レハ上田何程と上中下之同前也。)

一, 高百石

田高八十三石八斗四合

畠高拾六石壹斗九升六合

田高八拾三石八斗四合

德米貳拾八石四斗八升五合 ^{*} (××) 口共

八斗三升八合 壹步

四斗壹升九合 修覆

此外六斗六升寛政五丑^ノ御用捨

三石三斗 (捨) 拾除

六升 用心除

三斗三升 取立給

三合 石番扶持本役

三斗八升 江戸苦勞銀貳拾目四步, 代米拾七匁七分宛

五斗五升貳合 納役銀貳拾九匁六分本役

但納役斗閏月除

^ノ米五石八斗八升貳合引

^{*} (×) 残而米貳拾貳石六斗三合

俵ニ^ノ六拾八俵壹斗六升三合

此外日勤・平動指紙渡

畠高拾六石壹斗九升六合

德大豆五石五斗五升五合 口共

内

壹斗六升貳合 壹步

八升壹合 修覆

^ノ貳斗四升三合

残而五石貳斗六升貳合

福岡藩社会経済史の基礎的資料(1)

俵ニノ拾五俵三斗壹升貳合

合米大豆八拾四俵壹斗四升五合
*(ノ)

³⁾筑前惣高之内

此外七万七千五百六拾八石六斗壹合秋月領并 怡土郡之内公領・中津領除

一、田畠高五拾五万八千八百三拾八石三斗壹合壹勺三才
此畝数四万四千六百五拾四町七反八步半
*(畝)

春徳米大豆貳拾四万九千四百石三斗六升四合

俵ニノ七拾五万五千七百八俵貳斗貳升四合

但、田畠石盛拼壹反ニ付壹石貳斗三升貳合七勺

春免田畠拼四ツ五步壹厘九毛

内

*(町)

田数三万六千三百三十九畝拾七步半

*(拾)

田高四十五万八千八百拾壹石七斗三合貳勺七才

春徳米貳拾壹万六千五百六拾石壹斗八升七合

*(拾)**(町)

畠数壹万四千五百零丁六反貳拾壹步

畠高拾万二千六拾石五斗九升七合八勺六才

春徳大豆三万貳千八百四拾石壹斗七升七合

一、公義御書上高ハ四拾七万三千百石と言、然ハ引残高七万八千七百三拾八石三斗壹合壹勺三才ハ壹作新田御余計之込高也。

御本高

一、高四拾七万三千百石 御判物高

此内

千貳百六拾七石七斗五升四合五勺

夜須郡朝田村鞍手郡下新入村不足高

*(濟×)

右兩郡之内ニ而償相渡候ニ付奥ノ指引ニ除ル

⁴⁾郡帳高 但、御物成帳高ニ引合

一、高五拾五万八千八百三拾八石三斗壹合壹勺三才
此御高ハ御内證高共言
*(とも)

田高四拾五万八千八百拾壹石七斗三合貳勺七才

畠高拾万二千六拾石五斗九升七合八勺

⁵⁾免帳高

一、高五拾五万七千七百七石四斗貳升九合九勺壹才

郡帳高之内定御勘定引高百貳拾六石

四斗七升壹合貳勺ヲ引候高

一、高五拾万貳千四百拾六石

當時之御判物高

⁶⁾郡、田畠高 *(但、御物成帳高)

一、高五万四千九百五拾六石三斗四升九合八勺八才
遠賀郡

一、高六万六千六百拾八石八斗三升貳合八勺五才

鞍手郡

一、同貳万九千五百七拾八石九斗五升五合四勺五才

嘉麻郡

一、同三万七千四百四拾五石貳斗三升六合七勺

穂波郡

一、同貳万五千九拾六石六斗三升八合

上座郡

一、同壹万五千三拾七石三斗三升壹合四勺

*(才) 下座郡

一、同四万貳千六百拾壹石三斗五升五合四勺四才

那珂郡

一、同九千八百九拾九石三斗貳升九合七才

席田郡

一、同壹万九千九百八拾壹石八斗五升三合九勺七才

夜須郡

一、同三万七千五百拾貳石六斗九升七合

御笠郡

一、同三万九千六百三拾壹石七斗四升三合九勺一才

*(老) 表柏屋郡

一、同貳万三千貳百拾貳石貳斗八升八合七勺九才

裏柏屋郡

一、同五万六千三百六拾石四斗五升貳合貳勺四才

宗像郡

一、同壹万八千四百拾七石六斗四升七合

怡土郡

一、同四万四千五拾八石貳斗七升六勺四才

志摩郡

一、同四万五千五百五拾三石三斗一升九合七勺八才

早良郡

合高五拾五万八千八百三拾八石三斗壹合壹勺壹才

内

田高百拾四石貳斗七升六合

畠高拾貳石壹斗九升五合貳勺

*(××) 定御勘定引

⁷⁾一季分り

一、御国長崎 九月ノ八月迄 一、江戸十一月ノ十月迄

一、京都大坂 十月ノ九月迄

8) 乘馬飼料古来ハ知行百性の現品ニ而相納候処、貞享五辰年ハ銀ニ而みさせ、乘馬之數ニ応シ、右銀之内ハ飼料被相渡候。諸品代銀之定、左之通。

一、草式百四十把 ^(拾)五月朔日ハ^(宛)八月晦日迄、日數百廿日分、一日ニ付^(宛)式把充、三尺繩^(××) * (宛)

一、藁五百四十把 ^(拾)一ヶ年分一日^(宛)把半充、式尺五寸繩^(宛) 代銀五拾四匁 但、把ニ付^(宛)壹分充

一、糠式拾壹石六斗 ^(壹)一ヶ年分一日^(宛)六升充 代銀拾五匁^(宛) 壹歩式厘 但、壹斗ニ付^(宛)七厘充

一、沓藁五拾把 ^(壹)一ヶ年 壹尺式寸繩 代銀式匁五分 但、把ニ付^(宛)五厘充

一、粥藁四拾五貫目 但、壹斗目ニ付^(宛)壹匁分充 代銀四拾九匁五分

合銀百八拾壹匁分式厘 乘馬壹匁分一ヶ年分内

三拾三匁 糠草藁代御給人ハ出 百四拾八匁分式厘 百性の出ス分

一、⁹⁾小荷駄飼料銀ハ乘馬飼料半分之当を以可相渡候事 小荷駄壹匁壹ヶ年分

一、銀九拾目五分六厘内 拾六匁 御給人ハ出ル

七拾四匁 百性の出ル 一、在宅ニ而乘馬所持之面、飼料之義、乘馬飼料半分充相渡管ニ候事。

一、在宅ニ而小駄所持之面々飼料銀不相渡候。尤飼料百性の出させ申間鋪事。

一、御供并御用ニ付在、^(尤)乘馬牽せ參候ハ、糠藁草飼葉本入用次第、於其所ニ而買立、相応之代銀相払申管ニ候事。

10) 三品銀之事 一、古来郡、ハ御用ニ指出候節、其時、現品ニ而相調候而ハ、品ニ寄急ニ難相調、御用及指支候ニ付、元祿四未年御詮義之上、品、定直段相極、町方之者受負相立、御用度、直ニ請物屋ハ相納させ候御執行に相成、右郡受高請御家中乘馬飼料銀を加ヘ三品銀と

唱候、惣郡ハ相納候、最前ハ銀高^(ママ)遠、ニ違候処、享保四未年ハ銀百拾貫五百目相納、同九年冬御割直、高百石ニ付拾九匁八分八厘九毛四糸三弗之当リニ而、惣銀高百九貫目上納被仰付候。此内口々左之通ニ候。尤御郡帳高ニ割当上納ニ相成候事。

銀三拾九貫四百五拾七匁壹厘 郡請銀 * (三拾三貫五百三拾八匁四分六厘) 高請銀

〃三拾六貫四匁五分三厘 * (三拾六貫四匁五分三厘ハ) * (飼料銀) 高請銀

〃三拾三貫五百三拾八匁四分六厘 一、三品銀元来高百石ニ付銀拾九匁八分八厘九朱四弗三忽 但、荒高也

郡請品、 * (出鳥羽) 一、鳥羽 一、出羽 一、藁 一、蕎麦から

一、はき 一、墨長シ 一、葛かつら 一、すくり藁 一、杉の葉 一、ふじかつら * (あく) 一、悪藁 一、うつき 一、曳根いも * (丈) 一、不山栴

一、桐ノ木 一、すゝき 一、六方かや 一、さゝみかや * (う) 一、くこ指木 一、ぐみ 一、藪かや 一、摺かけ繩 一、小繩 一、木取繩

一、わらひ繩 一、御船わらひ繩 一、本間繩 * (葦) 一、あら荏 一、下繩 一、覆こも 一、荒糠

一、小糠 一、野菊花 一、塩屋すゝ 一、もみもふさ 一、蓮肉 一、午勞 一、肥松

一、漆ノ皮 一、くるみの実 一、生せんまい 一、生わらひ 一、生しか * (い) 一、よくひにん

一、梅の花 一、焼炭 一、桑の葉 一、六方かや草 一、忍冬箇 一、くるみの実 一、麥門冬 一、臺木かき なし 梅もも 一、うこの葉

一、桑の実 一、梅の花 一、いとゝの花 一、さよすみ 一、よもき 一、いとら指木

一、御松誘草花 一、すゝきハ 一、本藁 一、鬼ゆり 一、藁の炭 一、くこの葉 一、古藁繩 一、小麦藁こも 一、梅のす津ひ

一、^(ママ)らひやう志よ 一、かゝみ 一、^(ママ)木 一、丸葉柳 一、もみすさ 一、よしみ柴

一、さし柳 一、覆盆の木 一、たんちく 一、蓮のけ実 一、小豆の花

〆八拾六品

福岡藩社会経済史の基礎的資料(1)

高請品:

一、壘大手蒔 一、御壘方勝菓 一、白大唐米
 一、大唐もみ 一、寒さらしの類 一、青大豆
 一、黒大豆 一、小豆 一、大角豆類 一、突
 大豆 一、南蛮餅米 一、荒大豆 一、突小豆
 一、小麦の粉 一、高きひ 一、小きひ 一、
 曳ぬきそハ 一、荒蕎麦 一、粟の類つき粟
 一、ひへの類つきひへ共 一、よくにいん 一、
 まさめ 一、竹掃木 一、草掃木 一、麻から
 一、うこ木 一、よもき 一、粉かや 一、わ
 らしび 一、御賄半繩 一、桑の木 一、譲り
 葉 一、もろむき 一、阿らかや 一、志やふ
 一、すくり菓 一、曳根松 一、門松 一、す
 へはき竹日用指出賃銀 一、花立花 一、志やうの
 ひけ 一、くりはい 一、かます 一、むしろ
 一、青さし 一、所: 御賄方日用人參 一、桑の
 めたち 一、志きミ柴 一、御進物方菓 一、
 御草履菓 一、酒造覆ふた 一、御茶屋々々にて
 白米打賃

ノ五拾七品

三品銀

一、高五拾五万三千三百老石五斗五升五合九勺式才三毛
 内

千九百六十九石四斗五升式合三勺式才

右ハ幸府御社料御用捨分、但、郡請高受飼料前
 ×(と)
 と引被下分

九百三石式斗老升六合式勺

右ハ遠賀郡右同断

七百五石九斗七升六合式勺

右ハ同郡郡受銀御用捨分

五百式拾老石五斗九升老合

右ハ同郡高請銀御用捨分

残而五拾四万七千式百老石三斗老升九合式勺三毛

右ハ残高ニ而割百石ニ付、拾九匁九分老厘九毛
 五朱五弗宛

三厘老朱式弗

遠賀郡御用捨高ニ掛三品銀、右惣高割当引分

残而拾九匁八分八厘九毛四朱三弗上納当

遠賀郡郡請銀斗御用捨

高七百五石九斗七升六合式勺

銀六拾三匁三分五厘七毛一朱 飼料銀

同拾六匁三毛 高請銀

同郡高請銀斗御用捨

高五百式拾老石五斗九升一合

銀四拾六匁八分式厘 飼料銀

同三拾八匁六分三厘六毛四朱 高請銀

四口ノ銀百六拾四匁八分六毛五朱

但、五十四万七千式百老石三斗一升九合式勺三

毛割当、百石ニ付三厘老朱式弗

郡請高請飼料銀指引

一、三品銀古法ハ御国中ノ百九貫目充上納被仰付候

処、近年余分相納、田萩石別式斗五升、畠萩石別老

斗八升已下之村: ハ上納御用捨被仰付候。享保九辰

年ノ古法之通り御国中ノ百九貫目充、田萩石別之

差引無之、上納被仰付候。

高百石ニ付式拾式匁四厘充

郡請銀四拾貫目

高請銀三拾四貫目

飼料銀三拾六貫五百目

ノ銀百拾貫五百目享保八卯年迄右之当を以上

納仕候

拾匁老分五厘〇五朱七弗ニ掛ル

高百石ニ付拾九匁八分八厘九毛四朱六弗充

三品銀ニ而百九貫目之割当、享保九辰年ノ此当
 を以上納仕ル

三品銀

御国中 一、銀老貫五百目 享保九辰ノ減ル

百九貫目ニ割

百目ニ付老匁三分七厘六毛充減

郡請三拾九貫四百五拾七匁

高請三拾三貫五百三拾八匁五分

飼料三拾六貫四匁五分

三口ノ銀百九拾貫目

此三かと

高五拾四万七千貳百壹石三斗壹升九合貳勺三毛ニ割

百石ニ付

郡請七匁貳分壹厘

高請六匁老分三厘四毛

飼料六匁五分六厘五毛

嘉麻郡

一、高貳万九千五百六拾八石六斗貳升貳合四勺

郡請貳貫百三拾老匁九分

高請老貫八百七匁八分

飼料老貫九百四拾老匁貳分

銀五貫八百八拾目九分上納前

* (分)

穂波郡

一、高三万七千七百四拾五石貳斗三升六合七才

郡請貳貫六百八拾目

高請貳貫貳百七拾貳匁七分

* (八)

飼料貳貫貳百四拾目三分

銀七貫三百九拾三匁 上納前

11) 貞享五年辰四月

夫留夫明

夫留 (四月十五日迄
六月十五日迄)

但、四月ニ閏月有之候得ハ閏四月十五日迄ハ六月十五日迄

夫明 (六月十六日迄
八月十四日迄)

夫留 (八月十五日迄
十月廿九日迄)

夫明 (十一月朔日迄
四月十四日迄)

右夫明之内ニ召仕候分ハ一日老入五合充糧米被下候事。

但、御通衆ニテ御茶屋々々繕ひ其外何ニ而も仕掛り候義ハ、夫留ニ掛り候而も十日迄ハ糧米不被下候、十日過日数掛り申義ハ、御定リ之糧米可被下候事。大風洪水等之天災有之時ハ、夫留之内召仕候共、糧米不被下候事。郡夫高ニ老入之当五合掛九合一掛、一全八ニ而除、俵ニ直し指米引。

12) 大庄屋・村庄屋共村役料米共役料定

大庄屋 一、役料米百俵ハ 但、筆墨料共家内面役不引、其身老入引

但、諸御用状触状村継急御用其村夫直 飛脚 遣候事。福岡#触下ニ出候節、郡夫老入充召仕候義、勝手次第ニ候事。

大庄屋方ニ而庄屋共召仕候義、紙墨持參可仕候。代米本切立申間鋪候事。

福岡#郡家ニ罷出候節、賄宿米本自分ニ相仕廻可申候事。触下村ニ罷出候節致止宿候、村賄たるへく事。

一、高貳百石以下村 一、高千壹石ハ千五百石迄
米拾七俵充 米貳拾九俵充

一、高貳百壹石ハ 一、千五百壹石ハ
米貳拾壹俵充 五百石迄 貳千石迄
米三拾三俵充

一、同五百壹石ハ千石迄 一、貳千壹石已上
同貳拾五俵充 同三拾七俵充

村役料之定

一、役料米三拾俵 (芦屋町庄屋 但、町中軒別切立
一、同 三拾俵 (塩浜庄屋村分宿分共請持 但、村切立
一、同 貳拾俵 (右同宿増 但、村切立
一、同 三拾俵 (甘木村庄屋村分計請持 但、村切立
一、同 拾貳俵 同町年寄宿請持

役料段取左之通

一、宿増六俵充 * (宛)
山家 熊平 赤間 飯塚 若松 原田 二日市
今宿 前原 箱崎 青柳 木屋瀬 内野 藤田
田町

一、同 三俵充
笹栗 宰府 小石原 志波 大隈町 久喜宮
一、同 拾七俵充 * (道)
永谷 天尾町 山鹿魚町

一、同 六俵充
犬鳴谷 脇山 * (十)
一、田老作拾町以上、皇老作貳拾町以上有之村ハ、田ハ拾町、皇ハ貳拾町給、百石之当、村高段取ニ加り役料可相渡候事。

一、塩浜ハ田老作ニ準し役料米相極可相渡事。 * (候)
但、庄屋加役ニ相動候分ハ、塩浜役料前段ハ不相渡

候事.

- 一、庄屋家内面役相勤, 其身老人引.
- 一、福岡に罷出候節ハ無拋荷物持セ候節, 村夫老人召連候事.
- 一、村切立不致紙墨代ハ役料ニ而相仕廻候事.

右宝曆十三年二月

- 一、組頭面役三人引
- 一、山ノ口〃三人引
- 一、散使〃 老人引 但、村仕替
- 一、犬付之者〃老人引
但、犬五疋以上ヲ一先と言、五疋居申村ハ老人引遣ス也.
- 一、郡^(ママ)諸役人面引一流相止候得共、鍛冶之次第有之、
運上をも上納致^(いたし)候ニ付、半役引ニ被仰付候事.

^(ニ被仰付候事)
13) 親類御咎之節遠慮之事、大目附に

- 死罪ニ相成候者
- 父子 兄弟 祖父 孫子 伯父 甥 從兄弟 聲^(男) 舅
 - 小舅 姉 妹

- ^(もの)
遠嶋永ク御預追放ニ相成候者
- 父子 兄弟 祖父 孫 伯父 甥 從兄弟 聲 舅
- 拝録被召上候もの

- 父子 兄弟 祖父 孫 伯父 甥
- ^(もの)
御咎筋ニ而御役儀被召上候者、閉門被仰付候者

- 父子 兄弟 祖父 孫
- 御詮義筋有之、当時御預被仰付候もの

- 父子 兄弟 祖父 孫
- 逼塞被仰付候もの

- 父子 兄弟 祖父
- 以上

寛政六寅春相極ル
14) 内夫定

- 一、御家老五人 一、御用勤四人 一、^(御納戸頭方)三人
^(御次廻り迄)
- 一、奥頭取式人 一、^(右以下知行)老人
^(切扶共ニ)
- 一、^(半礼以上無礼)老人
^(末迄相宿一軒)

薪定

- 一、知行切扶共 ^{上六歩宛}
^{下三歩}
 - 一、御足輕 三歩充
 - 一、御家中乗馬三歩三厘充
- 一、無礼諸口 四歩充
小人 式歩充
小役人
坊主

15) 薪歩巡也

- 一歩 九寸四歩八厘
- 二歩 一尺三寸四分一厘
- 三歩 一尺六寸四分三厘
- 四歩 一尺八寸九分六厘
- △ 五歩 一尺一寸二歩一厘
- 六歩 一尺三寸五歩九厘
- 七歩 一尺五寸九歩
- 八歩 一尺六寸八歩三厘
- 九歩 一尺八寸四歩六厘
- 一歩 三尺
- 一歩 一尺六寸五分 二歩 一尺八寸
- 三歩 一尺九寸五歩 四歩 二尺一寸
- 五歩 一尺二寸五歩 六歩 二尺四寸
- 七歩 二尺五寸五歩 八歩 二尺七寸
- 九歩 一尺八寸五歩

歩繩定法

- | | | | | | |
|----|-----|----|-----|----|-----|
| 一歩 | 三一六 | 二歩 | 四四七 | 三歩 | 五四七 |
| 四歩 | 六三二 | 五歩 | 七〇七 | 六歩 | 七七七 |
| 七歩 | 八三六 | 八歩 | 八九四 | 九歩 | 九五 |

薪ノ繩目安

- | | | | | | |
|----|-----|----------|--------|----|-----|
| 二歩 | 四四七 | 三歩 | 四五七 | 四歩 | 六三二 |
| 五歩 | 七〇七 | 六歩 | 八三六 | 七歩 | 八九四 |
| 八歩 | 九五 | 右目安ニ三ヲ掛、 | 但前ニ記ス△ | | |
- 印ノ尺ニ合也

薪老ノ三尺繩也、法ニ三尺ヲニツニ割一五トナル。此
^(老)一五ヲ左ニ置、又右ニ一五と置、何歩ニ而も右之一五
^(老)^(老)^(老)
^(懸レ)^(成ルヲ)^(老)
ニ掛ニハ何尺何寸と也、左之一五ニ加シハ歩数何尺何寸と知ル也。但老歩繩老尺六寸と成ル

○目安何尺ニ而も歩ハ同前也、たとへハ式寸五尺繩七
^(老)^(懸)
歩繩何尺と有ル時ハ、七ノ目安八三六六二五ヲ掛候得ハ、則七歩之繩尺式尺九歩余と出ル也。

明和九年辰五月

16) 家作銀坪当ニ而拝借之事

一、百姓とも火事逢、風転水災之もの、家作拝借高是又定たる目当無之、多ハ田畠高の多少ニ応相極候得共、抱高ハ少シニ而も身上宜鋪者共有之、其上遊民ニも拝借被仰付義ニ付、全則ニ難相立ニ付、壹坪之当上中下之段取左之通相極候、此已後身上之上中下も相糺、坪数に其時、加詮義、銀高可相極候。尤内場相願候分其通ニ候事。

- 一、艸齋家 上壹坪ニ付 銀四十目
- 中〃 〃 三十目
- 下〃 〃 貳拾五匁

一、欠略瓦齋家 上ハ無之事ニ候得共宿々ハ瓦家上壹坪ニ付六十目

但村、瓦家上ハ無之事ニ候得共、宿々ハ瓦家上之家作も相願候義ニ付、相極置候事。

而市中家作拝借銀員数昨今ハ御定左之通

- 一、本瓦齋 銀八拾目
- 一、欠略〃 〃 六拾目
- 一、板家上〃 壹坪ニ付〃 四拾目
- 一、草家上〃 〃 三拾目

17) 皆済状案文

何ノ何年分拙者知行何郡何村田畠相成米大豆請取申事

- 一、米 何 程〇 何ノ何某〇
- 一、大豆 何 程〇

年号月日

御勤定奉行中に当ル

○大豆無之候ハ、田ヲ物成米と書へし

何ノ何年分拙者所務御定米大ツ何郡何村ハ請取申事

- 一、米 何 程ハ 何ノ何某

年号月日

御郡奉行に当ル

米大豆ハ請取二枚ニ而別仕出し

18) 日勤指紙案

当何秋拙者日勤増米請取申事

- 一、米何帳ハ 何ノ何某

年号月日

当所なし

御裏判有之

此先ニ御郡奉行奥次

掛郡奉行 何ノ何某

同年 何月何日

* (何郡何村に)

又裏ニ請取奥次

表書之米請取申候也

同年何月何日

仕出シ主 何ノ何某

奥次

郡奉行に当ル

19) 指出

- 一、門松一向 (三段松 鎗竹 幸木共)

右ハ何郡何村山ニ而可被相渡候也

年号月日

何ノ何某

掛山奉行ニ当ル

山所ハ例年渡リ来候場所書記候事

20) 横死人結縁之事

- 一、横死人結縁證拠寛保二成十一月郡奉行ハ差出筈ニ相極候、尤寺に結縁之義、無差文通り其寺に證拠取置其村庄屋ハ宗旨方にて差出、旅人或ハ判外之者ハ病死・横死共ニ宗旨奉行ハ結縁證拠指出候事。
- 一、横死人都而大庄屋相改、夫、口上書致奥書指出候事。

雷打れ 水溺

木ニ打れ石ニ打れ都而怪我死、右之類 結縁證拠ニ不及取納申付ル。

首縊・身投・自害・打殺・切殺・行倒れ

右之類ハ結縁證拠を以取納申付ル。

- 一、他国者病死横死共、国所相知レ候分ハ、其村ハ其国所に掛合候事。

- 一、切殺され・打殺され・手負本之類、或ハ自害ニ而も怪鋪次第有之分ハ、組指出御陸目付・御側筒之間共被指出、改之節ハ大庄屋に立合之事。

- 一、雷打れ・水溺・木石ニ打れ候者、都而怪我死・乱

福岡藩社会経済史の基礎的資料(1)

心ニ而縊死・自害・身投有之類、^{*(儀)} 詛敷義無之節ハ組
不及指出、勿論御陸目付・御側筒共不被指出、大庄
屋改計ニ而相濟候事。
^{*(右)} ^{*(儀)} ^{*(江も)}

結縁證拠案 何郡何村百姓
證拠之事 何某

右之者何月何日何ニ而相果候、^{*(儀)} 御詮義相濟候条結縁
可有之候、以上、 郡奉行

*(年号月日)

何郡何村
何寺

一 百姓共横死結縁證拠御郡奉行ハ相渡来候へ共、此
節作法被相改、宗旨奉行ハ證拠指出候様被仰付候。
文化元年子十一月御月番半之丞殿、坂田新五郎 込
御口達ニ而被仰付候ニ付、郡奉行中申合之上、郡方
留書ニ御付紙ニ而御渡被下度旨申達候処、左之通御
渡ニ相成。
^{*(得)} ^{*(旨)} ^{*(殿)} ^{*(××)}

申出之通、寛保二年之御達ハ不被相用、已来自然郡
込横死人有之節ハ、判外旅人ハ不及申ニ、自害・
首縊・身投之類ハ其所ハ願出、月番聞届之上城代頭
込申聞、夫ハ宗旨奉行込相達、結縁證拠を以取納可
申、雷ニ打れ、水ニ溺、木石ニ打れ、其身怪我・行
倒と右之通之死ニ紛れなし少も怪敷義無之候ハ、結
縁證拠ニ不及段、^{*(委細)} い才天明七年相達置候通可相心得
、自然怪敷様子ニも候ハ、重畳遂詮義、猥之儀無之
様可有才判候。
^{*(×)} ^{*(以)} ^{*(候)} ^{*(より)} ^{*(マ)} ^{*(れ)}

書拔

一、通り掛旅人并行倒者^{横死}共、^{×(不)} 所持之寺証文ニ病死
之節国法之通相納具候様ニと有之分。
^{×(答ニ)} ^(×)

但横死ハ其時之御指図ニ準ル

一、御国者判外 右同断
一、旅日雇 横死
一、御国者 (自害
首く、り(註1)
身投)

右何レも御差図相濟候得ハ、宗旨奉行ハ結縁證拠
を以取納申付。

文化元年子十二月ハ同二年丑七月ニ至り決ル
一、通り掛り旅人病死之節、同道之者ハ国法之通取納
具候様相願候共、寺証文所持不致候得ハ、同道之
もの込寺証文取来候様申付、死骸 仮埋ニ致させ置
候事。
^{*(懸)} ^{*(者)} ^{*(ハ)}

21) 五社

宝満 宰府 雷山 箱崎 田島

一郡一社

高祖宮 怡土郡 高祖村
馬場〃 ^{*(宮,以下同シ)} 志麻郡(註2) 馬場村
飯盛〃 早良郡 飯盛村
住吉〃 那珂郡 住吉村
八幡〃 席田郡 下月隈村
砥上〃 夜須郡 砥上村
宝満〃 御笠郡 内山村
太祖〃 表柏屋郡 若杉村
香椎〃 裏柏屋郡 香椎村
田嶋〃 宗像郡 田嶋村
北斗〃 嘉麻郡 下益村
大分〃 穂波郡 大分村
恵蘇〃 上座郡 山田村
林田宮 下座郡 林田村
水原〃 鞍手郡 水原村
高倉〃 遠賀郡 高倉村

22) 五節句御用出着服之事

一、五節句御用出之面、^{*(儀)} 着服之義、是迄日勤之面、ハ
麻上下着用ニ而罷出候。休之面、ニ候得ハ平服ニ而
罷出候事。

一、^{*(口)} 御藏納・給知・切扶・郡町浦四口込割掛候節、
^{*(儀)} 勘定所算用之義御勘定奉行皆田藤太夫込嶋井市太夫
込及問合候処、左之通已前ハ相用イ来候由、如何成
御算用ニ而出来居候哉之義ハ不相分、藤太夫答ニ候
事。
^{*(×)}

明和七寅正月

残而三百貳拾三日夫高六十五人八歩九厘貳毛，銀納* (ノ)ニして貳拾九匁六分五厘一毛四朱充之上納。

但，尙人ニ付銀四分五厘充也。

(以)
小似

一、米五千四拾壹俵七升五合納役銀九拾三匁貳百六拾貳匁七分分之代米，但尙俵ニ付銀拾八匁

五分充

右納役銀八百石ニ付貳拾六匁六分五厘充，古来ハ現人御普請方* (九)に指出，同所ニ而仕イ方有之候。元文之比* (ハ)日勤之半切，平勤休ハ本勤，御普請* (役)奉行* (方)書出，賃銀代米之間勝手次第上納，又寛延之比* (レ)一季指引所務押ニ相成，旅行・後見番・用心番・納役御免之日も有之，右ニ付押戻り之差引本も有之，其比* (ハ)普請方請持相止，宝曆十四年* (ノ)ハ一統本役ニ相成候。役高八百石ニ付五日老人貳厘充，六六六小ニ* (ノ)三百五十四日之内，定引日三十一日引，残而三百貳十三日，尙人ニ付賃銀四分五厘充，月々両市中書上，五ヶ年之拵相場ニ而押直段相極，古高之拵免と申ハ石別三斗貳升四合ニ御座候，此石別ニ而尙人役ニ御座候処，三斗三升之拵免被仰付候ニ付，右三斗貳升四合ニ而割候得ハ，尙人壹厘余ニ相成申候。夫ヲ上り候而老人貳厘と役高* (相極)，但納役ハ軍役之由承り伝る也

此ヶ条ハ文化九年* (申)美作殿・外記殿依御尋書上ニ相成候事。

33) 普請 但普請一件別記有

土手 長廿六間 (註3)
小口貳拾四坪 根置十間 但高サニ四ヲ掛根置相
築留貳間 定候事
高サ四間 堤杯の定法也と言

七坪六百貳拾四坪

夫三千百貳拾人 * (かけ) 五人掛

錢三貫貳百四拾目 尙人ニ付貳匁充

根置築留加ヘニツ割ニ拵高サ掛レハ小口出ル。長サ掛レハ七坪と成ル。五掛レハ夫数と成ル。二掛レハ賃錢ト成ル。

腹付笠置

○根置築留加ヘテ高サ掛ル，小口坪ト成ル。尤土手辻ニ而根置築留取ル事。

○登リニ深サ掛レハ小口出ル。腹付笠置小口ニツ加テ

* (懸) 長サ掛レハ本坪出ル。是ニ何人懸ケト掛ル也。

一、夫四拾人，尤尙坪之当り式人八歩ニ而割ハ坪出ル。横老間式歩ニ而坪ヲ割レハ長ノ間鋪知レ，横ハ見込ニ而凡ヲ積ル。

二八

拾四坪三合

四拾人 * (拾) 長十老間九分
横老間式分

一、田数八畝七四坪八合，夫貳拾四人五人掛，長式十間横十式間深サ式分入，土長ニ横ヲ掛レハ平坪ト成ル。三ニ而割ハ田数と成ル。三掛戻し深サ掛ル本坪出ル。

一、土手長三十三間，根置三間，築留老間，高サ老間半，尙坪式人掛，夫百九十八人，右ヲ村ニ小割ニ而渡，先ツ三十三間夫高ニ而割ハ尙人之当間数知ル。或ハ十五人之村ならハ其村懸ル也。

一、根置三間，築留老間，高サ老間半，尙坪四人掛，夫数三十五人，小口三坪と成ル，是ニ四人掛レハ小口之当十式人と成ル。此拾式人ニ而三十五人ヲ割ハ長之間数出ル。夫ヲ三五ニ而割レハ尙人之当知ル也。

一、根置尙ヶ所，長三十三間杭木九十九本，夫ニノ三人，尙間ニ付三本打葉筥十六巴五歩，夫ニノ五人五歩，尙間ニ付五歩掛。

○三十三間ニ三掛レハ九九と成ル。三ニ而割ハ夫数ト成ル。

○三十三間ニ五掛レハ葉さゝ知る也，尙人ニ付三巴掛也。

* (三ヲ以拾六五ヲ割ハ夫数と知ル)

葉ハ四巴伐持出ス也。

一、³⁴⁾大鋸夫三百七拾五人七歩九厘但大鋸当算用法別記有

米拾九俵貳斗貳升八合

丁錢三拾九匁八拾貳文

大鋸尙人ニ付一日 丁錢百四文
米尙升七合五匁九ノ口斗

右御定法

一、石屋賃錢四匁充

中樋尙ヶ所

* (底) 唐松丸太七本

長式間尙尺
末口尙尺

此尙尺次手ヲ足り

立樋木 (長五尺
同老本 (末口八寸
笠押木 (長老間
同老本 (末口八寸
柱木 (長七尺
同式本 (末口五寸
栓木 (長老間
同老本 (末口四寸

(ママ) 繇五寸釘 百三本
大工五人 大鋸八人

底樋木長式間ニ付釘拾三本打也。九十一本と成ル。
*(拾) *(縣) 十四間ニ六五掛ル。
*(立) 建樋木老尺之内裏向釘式本打也。五尺なら *(拾)
本, 尤小口ニ式本打候ニ付都合十式本ト成ル。丸
口合拾三本, 大工ハ立樋老尺ニ老人充, 五尺之時
ハ五人, 老人ニ付賃錢三匁五分充, 大鋸ハ式間老
尺ニ付老人之当, 定割出左之通, 底樋木・立樋木
・押笠木・三口長サ合拾丈四尺九尺五寸ヲ底樋長
式間老尺, 丈に直し老丈四尺ニ而三口ノ長ヲ割ル,
大鋸夫七人八歩と成ル。老人ニ付賃錢三匁充, 老
丈以上ハ老人也。九尺以下ハ五歩役也。

35) 山方小物成之事

- 一, 藪坪銀 一, 竹皮運上 一, 山札銀
- 一, 落松葉運上 一, 齒葉運上 一, 茸運上
- 一, 炭運上 後一, 茅札銀 一, 志賀嶋浜山運上
- 一, 薪運上 前一, 揚梅運上 一, 上座肥松運上
- 一, 一ヶ年山札代銀

四拾老貫目余

郡役所記録抜書
36) 新高盛之事

一, 郡ニ而新高盛と名付別免ニ相成居候分, 発端拝
領老作ニ高ヲ盛拝知高ニ結び込被下たる事ニ候。今
御蔵納之内新高盛有之分ハ, 右之内上リ知ニ候。後
年為心得新高盛一体ヲ記置候事。

安永三年年七月

村: 敵高略ス貞享・宝永之比也

37) 草露伝手形之是催促状之事ニ有分之事

其地当御年貢未進ニ付, 為催促山田久左エ門・同人足

* (差) 十人指出候。食事上下共ニ一日ニ三度, 但上通りニ一
汁五菜, 人足ニも一汁三菜, 酒盃ニ三盃充, 足半錢老
人ニ付拾文充可出之もの也。

午九月八日

奉行名
名主
何村 (惣肝煎中
御百姓中

38) 穢多一村立候分・枝郷共庄屋給米之事

一, 穢多村庄屋一村立候分ハ枝郷共給米取来之通ニ而
相渡候。減候義ハ村ニ形合ハ次第勿論ニ候。給米無
身前割方除之義, 是迄之通ニ而可然候。組頭給米一
俵ニ不可過, 老俵ハ減候節ハ勝手次第致させ可申談,
郡奉行一統申談候事。

一, 39) 尻付免と申唱有之候。今程右取計有之哉之事。

右ハ明和八卯年右之取計無御座候。其已前ハ本之
取計ニ相成い申候。村ニ寄マチマチ高起候節, 起
高ニ掛ル御徳ヲ親高ニ而割候而, 是迄極たる春石別
之尻ニ加申候事。

40) 秋石別

一, 見立秋徳米ニ早田本之春徳米ものヲ加へ, 口を抜
座ニ置, 徳引高ヲ除たる現高ニ而, 割不尽ハ四六八
合留, 其石別ニ而現高ニ掛出シ, 上納分之秋徳米口
共ニ居ニて, 其内ハ早田本之春徳米ヲ引, 残りヲ秋
之見立徳とする也。

秋反別

一, 上納分之秋徳米口ヲ抜惣田数之内引之田数を
引, 残田数ニ而割不尽捨合留也。秋反別ハ掛御用有
ニ而ハあらず, 春反別之見合せ成ル迄, 右不尽捨
春反別も不尽皆捨也。

一, 稲作老作之秋反別ハ掛御用有る故ニ, 不尽ハ四
六八合留也

免帳添記録

一, 41) 高免ハ万次元年ハ寛文七年迄十ヶ年之拼ニ而
免, 是ヲ寛七之免と唱, 丑ノ免ハ寛文八年ハ延宝元
年迄之拼ニ而, 第二番ニ書載候。尤撰なしニ書記村
も有之由, 免方之伝統ニ候と有り。

一, 高免と田雑ニハ寛七・寛八之免と有之。

福岡藩社会経済史の基礎的資料(1)

○添記録ニハ^(治)万次元^(ハ)ノ寛文七年迄十ヶ年免と有之、如何。

一、丑ノ免ハ田雑ニモ延宝元年之免と有之候。

○添記録ニモ^(文)寛八年^(ハ)ノ延宝元年迄六ヶ年之免と有之、如何。

一、⁴²⁾小書院以上并大目附・御郡奉行・御郡目附・山奉行、右之役号之分ハ不及鉄炮札、小鳥并山獵共御免ニ候、其外役^(前)共共鉄炮札ヲ請諸獵被致候事。

但、無礼之者ハ御側筒斗御免之由。

一、⁴³⁾四壁ニ有之大木伐除ケ之義、目先三尺ヲ越候ハ願之上御普請方^(いた)ヲ見分致し伐除ニ相成、以下ハ不及願。

但、目先三尺トハ其木之際ニ立、目先ニ三尺之繩ヲ廻し、夫ニ越候ハ可為願木。

⁴⁴⁾検見之節新高免之事

^(元)

寛文元年辰八月廿八日

一、田方見分之節、春免ノ増候分ハ前^(寄)ノ永^(迄)新高免ニ成来候。此段科代之義ニ付、長々増免ニ成可申様無之候。今年^(寄)ノ一ヶ年限被仰付候。只今^(迄)まで免戻ニ候次第筋不宜村も有之と相聞候条、左様之村^(不)ノ心^(不)付見分無遠慮稱敷増免可有之候事。

^(地)

⁴⁵⁾開作之事 但、空地屋舖之事

^(十)

元文六年未六月廿一日

一、御国中新開田畠之土地御郡代懸り々々無油断見立申、御郡奉行^(候)ニ申達、古田畑之障無之、尤普請之人力妨無是、所柄見立申、郡方支配限ヲ以、年^(銀)ニ立、毛付候恰好ニ応し反別ヲ極、年貢上納可申付候事。

附り、山方支配之内ニ開地有之ハ、山方切立限ヲ以開仕調、年貢米山方伐立御徳用ニテ可相加事。

一、新開之田畠土地百姓見立申出候ハ、届次第遂詮義、年数極、年季明次第相改、反別ヲ極、年貢上納可被申付候、年数九七ヶ年ニ不可過之事。

一、新開田畠之土地、御家中之諸士、又内之侍并牢人・町人^(候)亦届出共堅不被下候。先年已来御極之通、家老中拜知之内并預郡内ニ而自身苦勞ヲ以仕立申分ハ拜領可被仰付候。此外限り有ル勤方之面^(銀)被付御心

程之輩ハ、思召次第拜領可被仰付候。尤自分之苦勞ヲ以仕立させ可被申候事。

^(附) ^(空)

但、浪人・町人亦在郷ニ引越、耕作仕立年季開

届出ルニおゐては百姓同前可相渡事。

右之通被仰出候条、可被得其意候、以上。

齋藤忠兵衛

未六月

梶原十兵衛殿

^(左)

白石権右衛門殿

柳瀬与兵衛殿

惣御郡代中

御山奉行中

^(×××××)

延宝元子年

一、⁴⁶⁾御国中現田畠之上之義ニ而、御財用之根元御有餘可有之様無之事ニ候。御大國之義故、無用ニ捨居候芝原又ハ干潟・干寄之所、田畠ニ相成川溝ヲ掘替稲作本仕立、或ハ田畠ニ不相成山野地亦ハ其地味応し候而ハ檀油せん之類仕立、又ハ松山ニ仕立、御国財之有餘ニ相成候工夫可有之事ニ候。尤所ニ寄僅田畠壹畝式畝たり共、見立次第仕立可有之候。惣郡中都合ニ而ハ余分ニ相成義ニ付候。且又外ニも何品ニ寄す土産ニ可相成工夫も有之候ハ、無遠慮可申出候。右思召在郷方役人筋違不申様相心得、常^(之)ニ心かけ工夫可有之事。

附り、元文三年御書付申達候通、荒地ニ不限、

小百姓共迄も立山田畠壹作ハ不及申、植物迄も存立候もの有之候ハ、弥遠慮なく申出候様ニ、是又不絶心を付可申候事。

一、川浚土手普請之義も連^(之)ニ申談候通、弥無懈怠時節ヲ考、修覆可有之事。

右条^(銀)ニ可相達旨被仰出候。以上。

一、此已後新ニ出来仕候老作之米・大豆・稲作之余米、上之新開之御仕入被仰付被下候。右米大ツハ切年ニ而被相渡、入札ヲ以売払、代銀相納次第、追^(豆)ニ御蔵ニ納置、御開入用之度ニ其年々々々証拠仕出し、郡奉行奥印致し、裏判相濟候而銀主請取可申事。

一、右新開并稲作出来之上、畝数并反別御極諸帳面ハ只今之通執斗、外ニ右畝数往来大豆根帳、毎秋裏判所

に指出、御勘定所^{*(候)}に相達ニ而御免極之上、九月ニ入右
根帳目当ニ成郡奉行中^{*(××)}の請帳指出置、無請ニ而切手
相渡、米大ツ売払、代銀御銀蔵^{*(付)}に致上納、証拠ヲ以
請帳引候様被仰達可被下候、尤追々御開相増候ハ、
右根帳其年^{*(渡)}書改可申候。

郡奉行

三月

一、⁴⁷⁾村^{*(數)}・宿・浦・嶋^{*(數)}ニ至迄、屋舗床ハ根元畠^{*(屋敷)}
ニ而、間ニ田やしきも有之。空地無年貢之やしきも^{*(屋敷)}
無之筈ニ候、然ル処寛保三年空地屋舗改之節、改落
に相成候も有之、又ハ其^{*(以)}已後野地ニ屋しき取致、い
また申出も無之様相聞候条、此節郡^{*(數)}一統ニ相改其^{*(渡)}
地所相応ニ反別相極可被申事。

(未完)